

令和6年度（補正予算）
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（建設機械））
公募要領

令和7年5月
一般社団法人 日本建設機械施工協会

一般社団法人日本建設機械施工協会（以下、「協会」という。）では、環境省から令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（建設機械））の交付決定を受け、建設機械の電動化促進を図ることにより、産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現することを目的とした補助金（脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（建設機械））を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の目的、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、本公募要領を熟読のうえ、令和6年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（建設機械））交付規程（令和7年4月21日 JCMA25 本部発第20号）（以下、「交付規程」という。）に従って、手続きを行ってください。

商用車等の電動化促進事業（建設機械）補助金に申請される皆様へ

補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら協会といたしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し申請をされる方、申請後補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分認識された上で申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 協会から補助金の交付決定を通知する前においてかかった経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象となりません。
3. 補助金にて取得した財産（取得財産等）を当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（レンタル事業者を除く）、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容について協会の承認を受けなければなりません。なお、協会は必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。また、処分制限期間内に処分をした場合は、交付した補助金の一部を返還していただくことがあります。
4. 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 間接補助事業に関して不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち解除対象となった額を返還していただくことになります。なお、補助金に係わる不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下、「適正化法」という。）第 29 条から第 33 条において刑事罰等を科す旨規定されています。
6. 補助金の申請ができる者は、別紙 1 に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。
7. 間接補助事業に係る資料等は、事業完了の属する年度の終了後 5 年間保存していただく必要があります。

I. 補助金の目的と性格

1. 補助事業の目的

建設機械の電動化は、建設現場における CO2 排出量の削減だけでなく、静粛化による騒音抑制とそれに伴う作業時間の拡大、排気ガスが抑えられることにより閉所空間等での作業が可能になる等様々なメリットがある。ただし、その導入に当たっては、既存建設機械と比べ本体価格が相当程度高価になることや、あわせて充電設備を整備することが必要となるため、導入初期におけるコストが高いことがネックとなっており、普及が進まない現状がある。

そのため、本事業では、一定の水準以上を有すると認められる GX 建設機械等を対象として、その導入コストの一部を補助することにより、GX 建設機械の普及促進や将来的なコスト低減を図る。

※GX 建設機械：建設施工現場における電動建機の普及を促進し、脱炭素化を図るため、国土交通省が創設した GX 建設機械認定制度の認定を受けた電動建機をいう。

2. 注意事項

間接補助事業は、法律及び交付要綱等の規定に従って適正に行っていただく必要があります。具体的には、適正化法、適正化法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、その他の法令、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（建設機械））交付要綱（令和 7 年 2 月 18 日付け環水大モ発第 2502183 号。以下、「交付要綱」という。）及び商用車等の電動化促進事業（建設機械）実施要領（令和 7 年 3 月 4 日付け環水大モ発第 2503042 号。以下、「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

これらが守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。また事業完了後においても、間接補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について充分ご理解いただいた上で、申請してください。

間接補助事業の開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。また、間接補助事業により取得した財産については、本補助金で取得した財産である旨を明示するとともに、事業完了後においても、事業報告書（CO2 排出量の削減量の把握）の提出や適正な財産管理などが必要です。間接補助事業で取得した財産を処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（レンタル事業者を除く）、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）することをいう）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。

これらの義務が充分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消すこともあります。

Ⅱ. 補助事業の概要

1. 補助対象事業の基本的要件

- ・事業を実施する者において、事業を行うための実施体制が構築され事業に対する理解が得られていること。
- ・申請内容は、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ・本事業の補助により導入する機械等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- ・別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

2. 補助金を申請できる者

- ・民間企業（Ⅱ6に掲げる「利益等排除の対象となる民間企業」を除く）
- ・独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を経て協会が認める者

なお、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和3年度CO2排出量が20万t以上の者（以下、「多排出者」という。）については、交付申請にあたり、以下（1）及び（2）のCO2排出削減のための取組の実施について表明する者に限ります。多排出者であってGXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなします。また、多排出者以外の者又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する者については、CO2排出削減のためのその他の取組をもって、これらに替えることができます。

（1）令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO2排出削減目標を設定し、公表すること。
また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表すること。

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（2）（1）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO2排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表すること。

3. 補助対象となる製品

（1）交付決定後に購入契約をする未使用のGX建設機械

（2）GX建設機械に充電する装置としてGX建設機械を製造する会社が認め、（1）のGX建設機械と一体的に導入される可搬式充電設備。ただし、建設機械1台に対して充電設備1台以下であること。

4. 補助金の交付額

GX 建設機械：購入価格等と対応する従来型の建設機械（ベース機械）の価格を基礎として算定した金額の3分の2をベースに協会が必要と認める額。

充電設備：購入価格（標準価格）の2分の1をベースに協会が必要と認める額。ただしGX建設機械と一体的に導入するものに限る。

※交付金額は、原則として機種・型式毎に定めた統一金額とします。

※1件当たりの申請に対する交付額について、上限額を定めません。

5. 間接補助事業の実施期間

本事業における事業完了とは「GX建設機械が申請者に納入された日」とします。また、間接補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。ただし、複数年度事業の申請も可能です。この申請を行う場合は、事前に協会に相談を行なって下さい。

複数年度事業とは、年度を超えて複数年度にわたり間接補助事業を行うことです。ただし、補助金の交付は単年度ごとに行うこととなるため、各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。なお、次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものです。

6. 利益等排除の対象となる民間企業

建設機械販売業者、建設機械製造又は建設機械販売を行う企業と資本関係があるなどの間接補助事業者が、以下のいずれかの者からGX建機を調達する場合は、利益等排除の対象となりますので、協会に申し出てください。

（1）間接補助事業者自身

（2）間接補助事業者と100%同一資本に属するグループ企業

（3）間接補助事業者の関係会社

なお、利益等排除については、別紙2をご参照いただき、必要な書類を添付してください。

7. 補助対象となる製品の購入契約

原則、割賦販売契約は補助対象外です。ただし、ファイナンス会社等のファイナンス機能のみを活用する販売契約の場合は、その旨を証する書類等を添付することにより、補助対象になります。

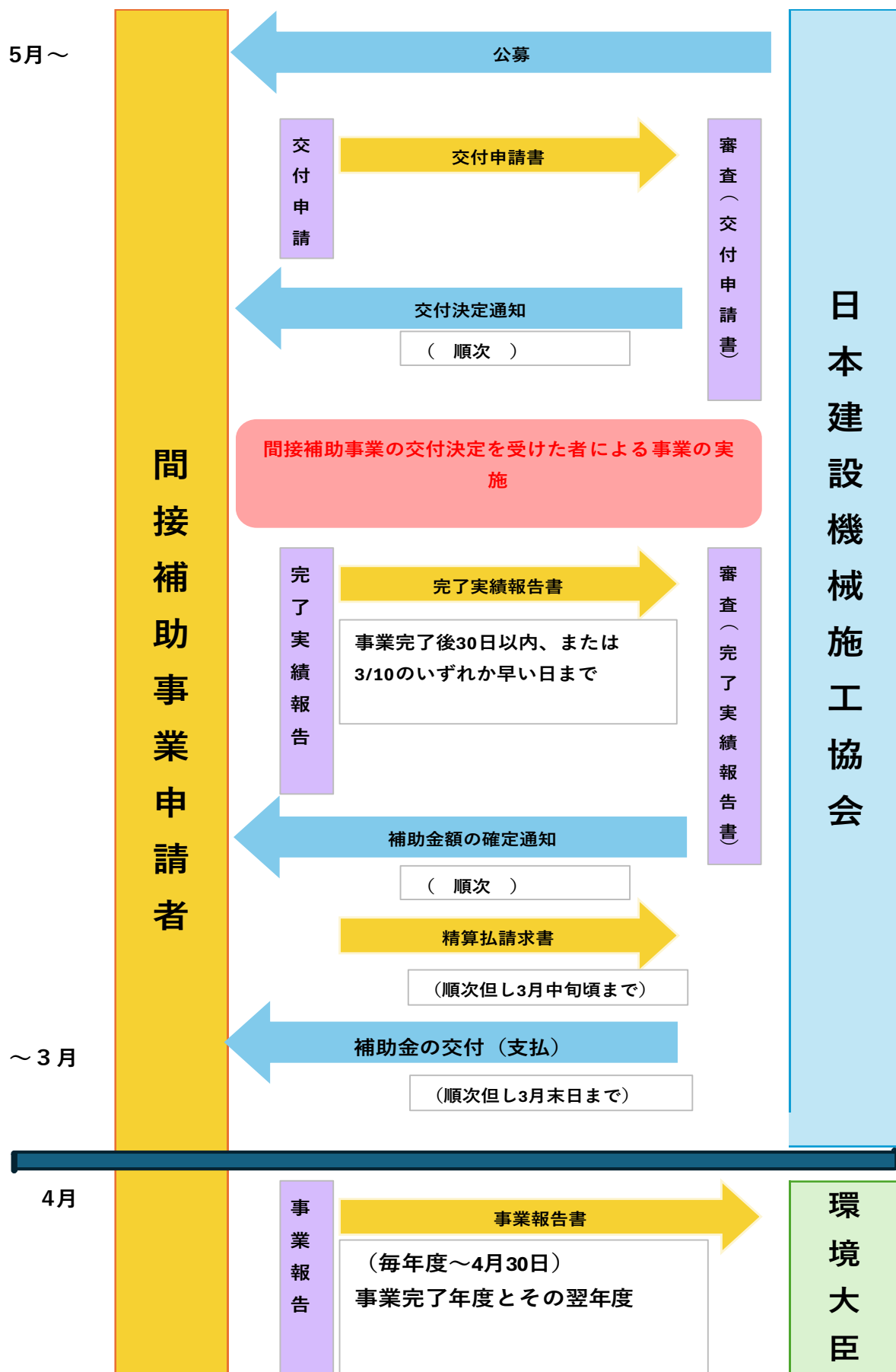
間接補助事業者が手形によって支払いを行う場合も補助対象となりますが、間接補助事業者が振り出し人でない、廻し手形による支払いは認められません。（間接補助事業者の支払いが確認できる振り込み等が望ましい。）

8. 補助事業の流れ

本事業においては、申請者より提出された交付申請書をもとに、厳正な審査を行い、商用車

等の電動化促進事業（建設機械）の予算の範囲内で補助金の交付決定を行います。補助金の申請から交付決定、事業完了及び事業報告の流れは、＜参考＞の通りです。手続きの詳細については、Ⅲ以下を参照してください。

<参考> 補助金事業の流れ（単年度事業の場合）



Ⅲ. 申請方法

1. 申請書類・提出方法等

申請者は補助金の交付申請書を提出していただきます。補助対象経費は、交付規程別表第1に記載された内容となります。上記の他、必要な事項は交付規程・公募要領別表に定めていますので、参照してください。申請受付は公募期間内（単年度）を原則とします。ただし、補助事業期間が複数年度（2年度以内）になる場合は事前に協会の承認を受けなければなりません。

（1）申請書類

申請に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

申請書類のうち、ア～ウについては、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようにお願いします。

ア 交付申請書【交付規程様式第1】

イ 実施計画書【交付規程様式第1別紙1】

※ 実施計画書における各欄は必ず記載し、漏れのないようにしてください。

※ 補助対象となる事業における「補助事業の実施に関する要件」を確認できる書類（見積書等）を参考資料として必ず添付してください。

ウ 経費内訳【交付規程様式第1別紙2】

※ 金額の根拠がわかる書類（見積書等）を参考資料として必ず添付してください。

エ 別添

地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック 補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル D. 輸送機器用

（2）申請書類の提出方法

電子情報処理組織による申請となり、補助金申請システム jGrants2 を使用した申請となります。郵送・持込みによる書類受付はいたしません。協会のホームページに開始のお知らせを掲載いたします。

なお、今年度より代理申請においては、申請者及び代理申請者双方が jGrants2 おいて受任手続きを行うことが必要となりました。申請にあたっては事前のGビズID取得が必要となります。また、代理申請者が行えるのは、申請書類の準備までとなります。申請者は、代理申請者が準備した申請書類を確認し、jGrants2 を使用して申請処理を行ってください。

（3）公募期間

令和7年5月12日（月）～ 令和7年11月28日（金）

申請状況によって申請受付が前倒しで終了する可能性があります。前倒しで終了する場合は、あらかじめ協会のホームページでお知らせいたします。

2. 留意事項

(1) 虚偽の申請に対する措置

申請書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 他の補助事業との関係

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）と重複する対象費用を含めません。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

(3) 申請書類の記入

申請書類の数値の記入に当たって補助金の交付額は、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとなります。（交付規程第4条1項の三）

実施計画書の記入欄が少ない場合は、様式を引き伸ばして使用してください。

IV. 審査、交付決定、事業の完了、支払い等

1. 審査

この事業の審査は、申請の受付順を基本として審査を行います。

補助金交付先の決定に関しては審査基準により審査項目等を定めて行います。審査は、提出された交付申請書類について必要な書類が添付されており、審査項目を満たすもので、申請に必要な記載内容が全て記載されている書類のみについて審査を行います。申請に必要な添付書類のないもの、要件を満たしていない書類については、審査対象外となりますので、申請書の作成時・提出時には注意してください。なお、審査結果については、審査終了後申請者宛てに通知いたします。審査結果に関するお問合せについてはお答えしかねます。

予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申請順による審査を行うことはせず、当該日付から令和7年11月28日（金）までに申し込みのあった全ての申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う者を優先して抽選するなど公平性に配慮したうえ間接補助事業者を決定します。

2. 交付決定、事業の実施

審査の結果、補助金を交付することが適当であると認められた間接補助事業者に対して、協会は、交付決定通知を行います。

間接補助事業者は、協会からの交付決定を受けた後でなければ、間接補助事業を開始することができません。間接補助事業者が発注等を行うにあたり、協会の交付決定日以降に契約・発注を行ってください。

3. 事業の完了

事業期間に行われた発注等に対して、当該事業期間中に対象製品が納品されることをもって、間接補助事業の完了とします。

具体的には、原則として、令和8年2月末日までの納品が必要です。複数年度事業についても、初年度分は当該期間中に納品されるものとします。

4. 完了実績報告書の提出

間接補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日または間接補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、交付規程様式第12による完了実績報告書を協会あてに提出してください。複数年度事業の場合も、初年度分を同様に提出して下さい。

完了実績報告書には、下記の文書を添付してください。

- ・取得財産等管理台帳（交付規程様式11）
- ・当該事業の注文書写し
- ・販売会社発行の納品書写し
- ・補助対象建設機械の写真（協会より支給されたステッカーの貼付が確認できるもの及び納品場所が分かる写真。ステッカーは、補助対象建設機械の良く見える所に貼付してください。）

協会は、間接補助事業者から完了実績報告書の提出を受けた場合については、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、間接補助事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書により間接補助事業者へ通知します。

5. 補助金支払い

間接補助事業者は、協会から交付額確定通知書を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

V. 留意事項

1. 取得財産の管理

間接補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳（交付規程様式第 11）を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、協会の承認を受けずに、取得財産等の処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（レンタル事業者を除く）、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）することをいう）を行うことはできません。

また、取得財産等には、商用車等の電動化促進事業（建設機械）（環境省補助事業）で取得した財産である旨を明示する必要があります。

さらに、間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に経理を区分し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、この帳簿及び証拠書類は、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

2. 複数年度事業について

- （1）初年度（1 年目）も完了実績報告書の提出が必要です。初年度（1 年目）の完了実績報告書が提出されない場合は、後年度（2 年目）の申請はできません。
- （2）後年度（2 年目）の補助金額は、初年度（1 年目）の交付決定時に提出した計画に記載の金額を超えることはできません。
- （3）初年度（1 年目）に協会の定めた期日までに「翌年度間接補助事業開始承認申請」を提出し、協会の承認を受けた事業は、協会より通知された日時以降に、後年度（2 年目）の交付決定前に後年度事業に着手することが可能です。
- （4）初年度（1 年目）に協会の定めた期日までに「翌年度間接補助事業開始承認申請」を提出しない事業は、後年度（2 年目）の交付決定まで後年度事業に着手することができません。
- （5）次年度以降の間接補助事業への支援は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものです。
- （6）政府における予算について、次年度の見込み金額に比較して大幅な減額や内容の変更等が生じたときは、間接補助事業の内容について変更等を求めることがあります。
- （7）なお、複数年で間接補助事業を完成させることを前提として交付決定された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。

3. 事業報告書の提出

間接補助事業者は、間接補助事業の完了の日の属する年度の 3 月末までの期間およびその後の 1 年間の期間について、年度毎に間接補助事業による過去 1 年間（補助事業の完了した日の属する年度については、間接補助事業を完了した日からその年度の 3 月末までの期間）の CO2 削減効果等に係る事業報告書を当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに交付規程様式 17 により大

臣又は大臣の指定する者に提出してください。

4. 間接補助事業完了後の検証

間接補助事業の完了の日の属する年度以降、必要に応じて、導入した GX 建設機械及び充電設備の稼働状況、管理状況及び間接補助事業の効果（CO2 排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた団体が現地調査を行う場合があります。

間接補助事業者は、調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。

5. 事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要です。したがって、実施内容や効果の公表・活用・社会実装等に当たっては、商用車等の電動化促進事業（建設機械）（環境省補助事業）によるものである旨を広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示するようにする必要があります。

上記の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、これを参照してください。

VI. 公募説明会

公募説明会を以下の通り実施します。本説明会に参加する場合は、本公募要領及び公募説明会資料をダウンロードの上、出席してください。

1. 日時・内容

令和7年5月20日(火)14時～15時半（WEB開催）

内容：公募内容全般・申請方法・jGrantsについて・交付申請書の記載内容について

※申し込みをいただいた方に、開催日の前日までにWEB会議室のURLをメールにて通知します。

2. 参加登録

説明会に参加を希望される方は、令和7年5月19日（月）12時までに、メールで申し込みを行ってください。メールの件名には、「令和6年度（補正予算）商用車等の電動化促進事業（建設機械）の公募説明会参加登録」と明記し、本文には、協会ホームページからダウンロードした参加登録申込書に下記事項を入力し、添付してください。

- ① 所属組織
- ② 所属部署名
- ③ 担当者名（参加者含む）
- ④ 電話番号
- ⑤ E-mail アドレス

<説明会受付>

一般社団法人日本建設機械施工協会

「商用車等の電動化促進事業（建設機械）」事務局

メールアドレス：jcma_hojyo@jcmanet.or.jp

3. 公募説明会資料

協会ホームページに掲載しています。

https://jcmanet.or.jp/hojojigyo-top/hojojigyo_r6_hosei/

なお、問合せにつきましては、問合せ先をご参照ください。

Ⅶ. 問合せ先

公募全般に対する問合せは、jGrants にログインの上、メールでの対応を基本とさせていただきます。

<問合せ先>

一般社団法人 日本建設機械施工協会

「商用車等の電動化促進事業（建設機械）」事務局

〒105-0001 東京都港区芝公園 3－5－8 機械振興会館 2 階

メールアドレス： jcma_hojyo@jcmanet.or.jp

別紙 1：暴力団排除に関する誓約事項

別紙 2：間接補助事業における利益等排除について

別表 1：商用車等の電動化促進事業（建設機械）に対する間接補助事業管理規程

別表 2：補助対象機械

別表 3：補助金の申請要件

別表 4：交付申請に必要な添付書類

別紙 1（Ⅱ－1 関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙2（Ⅱ―6 関係）

間接補助事業における利益等排除について

間接補助事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、間接補助事業の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで本事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先について

間接補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）間接補助事業者自身
- （２）間接補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）間接補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法について

（１）間接補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）間接補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）間接補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引

価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

(別表 1) 商用車等の電動化促進事業（建設機械）における間接補助事業管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、交付規程様式第11取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、間接補助事業に関する証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。
4. 補助金の交付を受けた者は一定期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（レンタル事業者を除く）、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）することをいう）してはならない。
5. 補助金の交付を受けた者は前項の規定により定められた期間内において処分しようとするときは、あらかじめ様式18取得財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
6. 協会は、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができる。
7. 前項の場合、協会は、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助金の交付を受けた者に対して命ずることができる。
8. 協会は、ファイナンス契約等によって補助対象となる製品の所有権を留保している者が当該製品を処分することにより収入があった場合には、その所有権を留保した者に納付の義務を代替させることができる。
9. 協会は、6 項の規定により補助金の返還を求められた者からの新しい申請について、返還が完了したことを協会が確認するまで受付を拒否することができる。

(別表2) 補助対象となる製品

GX建設機械認定番号	型式	仕様(メーカーから提示された標準仕様)	メーカー名	基準額
事務局までお問い合わせください	電動ショベル			
	GX-1	TM15-3	有線式 標準バケット、アタッチメント用配管付	(株)竹内製作所
	GX-2	TM20-3	有線式 標準バケット、アタッチメント用配管付	(株)竹内製作所
	GX-3	TM25-3	有線式 標準バケット、アタッチメント用配管付	(株)竹内製作所
	GX-4	TB20e	有線式/バッテリー式 標準バケット、アタッチメント用配管付	(株)竹内製作所
	GX-5	コマツ PC304	有線式 電動油圧ショベル	(株)小松製作所
	GX-7	コマツ PC317	バッテリー式 アタッチメント配管付きアームクレーン仕様	(株)小松製作所
	GX-9	コマツ PC319	バッテリー式 アタッチメント用油圧取出口標準装備	(株)小松製作所
	GX-10	SK135SR-7WE	有線式 電動マルチ解体機	コベルコ建機(株)
	GX-11	SK200-10WE	有線式 電動マルチ解体機	コベルコ建機(株)
	GX-13	コマツ PC302	有線式 電動油圧ショベル	(株)小松製作所
	GX-14	ECR25 ELECTRIC	バッテリー式 後方小旋回、クレーン仕様	山崎マシーナリー(株)
	GX-17	コマツ PC322	バッテリー式 ゴム履帯、標準アーム仕様	(株)小松製作所
	GX-18	ZX55U-6EB	有線/バッテリー併用式 電動油圧ショベル	日立建機日本(株)
	GX-19	ZE85	有線/バッテリー併用式 電動油圧ショベル	日立建機日本(株)
	GX-20	ZE135	有線/バッテリー併用式 電動油圧ショベル	日立建機日本(株)
	電動ホイールクレーン			
	GX-16	eGR-250N-1	有線式/バッテリー式 最大吊り荷重 25ton	(株)タダノ
GX建設機械認定番号	型式	仕様(メーカーから提示された標準)	メーカー名	
充電設備				
GX-4対応	TB20e外置き充電器	急速充電用設備(商用等有線給電式)	(株)竹内製作所	
GX-14対応	D400G48/360-OUT	急速充電器設備(商用等有線給電式)	山崎マシーナリー(株)	
GX-18/19/20 対応	KEPB-MU195HK	充電設備(蓄電池給電式)	日立建機日本(株)	
注1 基準額は、協会がメーカーから提示された(GX建設機械の標準価格一同規格の最新型機械(従来型建設機械)の基準価格)に 補助率を掛け合わせて算定した金額を踏まえて決定した価格				
注2 補助対象機械(GX建設機械)の標準価格には、メーカーより提示された標準オプションが含まれた価格となっています。				
注3 同規格の最新型機械(従来型建設機械)は、補助対象機械(GX建設機械)と同規模・同等仕様であり、かつ今回の 補助事業における対象建設機械登録時点で最新型式の従来機とする。				

(別表3) 補助金の申請要件

補助対象経費	申請要件
GX建設機械導入費	次の要件を全て満たすこと。 ①当該建設機械の使用者が、協会が別に定める期間内に引き渡しを受ける予定の建設機械であること。 ②中古建設機械でないこと。 ③事業の用に供すること。 ④建設機械を販売する業を営む者が導入する建設機械である場合、展示建設機械、試乗建設機械その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。 ⑤当該建設機械の使用者が、主として建設機械を販売する業を営む者である場合にあっては、その者が当該建設機械の引き渡し日前一年以内に同種の建設機械を販売していないこと。 ⑥当該建設機械の使用者が、主として建設機械を販売する業を営む者である場合にあっては、その者が当該建設機械の引き渡し日後一年以内に同種の建設機械を販売しないこと。 ⑦当該建設機械の使用者が販売者からの購入に当たりファイナンス会社等のファイナンスを使用する場合は、ファイナンス会社等のファイナンス機能のみを活用したものであること。

(別表 4) 交付申請に必要な添付書類

GX建設機械導入に係る補助金交付申請をする場合の添付書類

①組織概要

②経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書

（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算）

（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））

③定款若しくは登記事項証明書（発行から3カ月以内のもの）（個人事業主の場合は、確定申告書、納税証明書等、事業を行っていることが示されている書面を添付してください。）

④販売会社の見積書（補助対象建設機械購入時の本体価格） 支払い条件及び納期の記載は必須です。

⑤上記の建設機械代金の価格が、建設機械本体以外の価格を含む場合は本体価格の値が判る明細書

⑥「利益等排除」に該当する場合は、自社調達における製造原価に関する関係書類

⑦その他協会が定めるもの

（申請者が複数の申請を行う場合には①②③については、年月日付申請書〇〇号に添付と記載すれば2件目以降は添付不要）

例：下取り機械を建設機械代金の一部に充当した場合は、その額（消費税抜き）を確認できる書類